

# 新型コロナウイルス感染症における対応について

東近江市教育委員会学校教育課  
令和3年4月21日現在

学校において感染者、濃厚接触者が発生した場合等の対応については、令和3年1月に提示していましたが、今後は以下のとおりの対応を基本とします。

## 児童生徒及び教職員が感染した、または濃厚接触者と特定された場合について

※お子様やご家族が感染者・濃厚接触者となった場合は必ず学校にご連絡ください。

### 感染者の確認・学校の認知

児童生徒や教職員の感染が確認された場合は、本人・保護者から、また関係機関を通じて学校に連絡が入ります。

### 感染者・濃厚接触者の「出席停止」

児童生徒・教職員が感染者、もしくは濃厚接触者に特定された場合には、保健所から療養あるいは自宅待機の指示が出ますので、当該学校では「出席・出勤停止」扱いとします。

※「出席・出勤停止」の期間

- ・感染者については、医師が判断する期間
- ・濃厚接触者については、保健所が判断する期間  
(通常、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間)

※家族が濃厚接触者と特定された場合(本人は濃厚接触者ではない場合)

- ・健康観察を強化して登校・勤務を継続
- ・感染が心配される場合等、保護者からの申し出により出席・出勤停止措置は可

### 「臨時休校」「学年閉鎖」等の実施

児童生徒・教職員が感染した場合は、保健所による疫学調査が行われます。  
(疫学調査とは、感染者の行動履歴や接触者などの状況を詳しく調べることです。)

《休校等を行う場合》

- ・学校内感染により複数の濃厚接触者がいる場合  
(設置者が、「臨時休校」「学年閉鎖」「学級閉鎖」を判断)
- ※休校等の期間はその時々状況により判断し、それ以上の広がりが見られず、感染リスクが限りなく低いと判断した場合は、順次授業を再開します。

《休校等を行わない場合》

- ・学校内での濃厚接触者が少人数またはないと判断された場合
- ※調査や消毒等に時間を要する場合、その間休校等の措置をする場合もあります。

学校は、保護者に文書やメールで学校の対応をお知らせします。(学校関係者の接触がない場合は、児童生徒・教職員の感染であっても人権上の配慮からお知らせしないことがあります。)

### 学校(授業)の再開

休校期間を経て、感染の広がりが見られず、感染リスクがないと判断した場合は、可能な限り感染リスクを低減する行動を取りつつ、学校教育活動を再開します。